

令和5年2月市議会定例会一般質問通告全文

3月8日(水)

★通告順位	1-1	木村 正利
★件名		静岡県盛土等の規制に関する条例と市内残土処理場不足の対処について

令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害により多数の犠牲者、多くの家屋流失等は多くの県民の記憶に残されている事実である。

静岡県では、大規模な盛土等はひとたび崩壊等の災害が発生することにより、その影響が甚大となることから、一定規模以上の大規模な盛土等についての許可制度が令和4年7月1日より導入された。

牧之原市も令和4年9月23日から24日未明にかけた台風15号による災害被害として土砂崩れ等の発生により残土処理が発生し、市内の建設業者においても災害協定により迅速に対応された事も伺い知るところである。状況として、一時的に各々の資材置場にストックし乾かしてから処分場に搬入したと聞く。

今後も、ゲリラ豪雨が発生する可能性も大きく発生する残土も増え、また、企業誘致に伴う民間工事の建設残土も増えると考ええる。

この度、静岡県盛土等の規制に関する条例では、1,000㎡以上の面積、1,000㎡以上の盛土に関して新たに盛土材の試験結果、高さ制限、搬出先状況などの基準を設け許可制度としたが残土処分と一言で表現しても、発生場所により土質、形状も異なることから条例施行の牧之原市としての対策は緊急かつ重要と考える。

以上の観点より以下のことを伺う。

- 1 静岡県盛土等の規制に関する条例が施行されてからの関係者、団体（建設業者、不動産業者、J A等）に具体的周知はどのようにされてきたか、牧之原市の対応は。
- 2 条例の今後の対策の中にもある、残土処理場不足を解消するための、市有地、県有地、国有地などを活用した新たな処理場の確保についての検討は。
- 3 残土処理において、発生場所による土質、形状など多種多様な様態が見込める中、再利用が可能な素材（良質土、改良土等）を分別して回収し、再利用する方針については。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	1-2	木村 正利
★件名		こども家庭庁設置法に基づく牧之原市の対応は

こども家庭庁の制度は、子どもの福祉や保護に関する政策を推進し、且つ、子どもたちの健やかな成長を支援するために様々な役割があるとしている。

牧之原市においても、子育て支援センター相良、子育て支援センター榛原とこども子育て支援体制は整っているが、国の進めるこども家庭庁設置については改めて、子育てにおける家庭の役割の重要性を掲げている。

具体的実施事務として

- ・ 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画立案並びに推進
- ・ 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び養育している者に必要な支援
- ・ こどもの保育及び養護
- ・ こどものある家庭における子育て支援体制の整備
- ・ 地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
- ・ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
- ・ こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・ こどもの保健の向上
- ・ こどもの虐待の防止
- ・ いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
- ・ いじめの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
- ・ こども大綱の策定及び推進

以上 12 の管理事務が示されている。

また、コロナ渦における子どものQOL (Quality of life) …生活の質についてのアンケートによると、コロナにより多くの子どもは、学校行事や地域イベントの中止によって文化的な学びや体験、スポーツを通じた社会活動など様々な体験が失われ、また、長期間にわたる外出自粛“ステイ・ホーム”によって友だちや地域との交流も制限され、これまでのような人と人との繋がりが持ちづらくなっている。さらに、感染への不安や差別への恐れなどに大きなストレスを抱えてきてメンタルヘルス不調を訴える子どもが増加していると聞く。

地域の芝を張った命山が子ども達の遊び場として、お年寄りたちのコミュニティの場所として良かったという声も聞こえてきた。

このような、状況を踏まえて具体的施策として以下の事を伺う。

1 管理事務の“地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保”という課題について

- (1) 地域の住民と協力し公園や遊び場を増やしていく考えは
- (2) 子ども達のための芝張りグラウンド及び公園についての考えは

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	松下 定弘
★件名		異常気象による水害等の対策と地域防災訓練について

今までに経験したことのない異常気象による突風や水害の被害は、全国的に多発している。

本市においても昨年の9月に発生した台風15号による水害の被害は甚大なものであり、改めて被災された方々に、心よりお見舞い申し上げるところである。また、被害に際し昼夜惜しまず対応された行政の職員にも感謝申し上げる。そして、今後も起こりうる災害に対し、市民をはじめ我々としても不安も多く、早急な対策を望むところである。

そこで、昨年11月の行政報告では、「台風15号の被害への対応」および「地域防災訓練」について市長より報告があり、その中では、「小規模な被災個所については、復旧工事を順次行っているが、大規模被災個所の災害復旧は国の補助金を受けて実施するため、国の災害査定後、速やかに工事を発注すべく準備を進めている」また、地域防災訓練についても「自主防災会と連携し、訓練を通じて、自助・共助を強化し、地域防災力を更に高めていく」とあったが、以下について伺う。

1 「国の災害査定後、速やかに工事を発注する準備」について、現時点での経過と今後について具体的な計画を伺う。

2 地域防災訓練では、地域だけの取組に限界があり、「防災士」の育成も必要と考える。ここでいう防災士とは、自助・共助・協働を原則として、十分な意識と一定の知識を習得したことを日本防災士機構が認証した人である。

まさに、防災士の育成は地域防災力の強化に適していると考えますが、行政として市民の防災士育成について本市の見解を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-2	松下 定弘
★件名		带状疱疹ワクチン予防接種について

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労また、ストレスによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチン接種が有効とされているが、費用が高額になることから接種をあきらめる高齢者も少なくない。带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎・顔面神経麻痺・難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われている。

そこで、本市における一定の年齢以上の市民に対するワクチンの有効等を早急に確認し、带状疱疹ワクチン接種について以下の点を伺う。

1 带状疱疹ワクチン接種の効果について見解を伺う。

2 新型コロナウイルス感染症との関連性について、見解を伺う。

3 帯状疱疹ワクチン接種は、現在自己負担であるが、既に各自治体では接種助成制度を創設している。本市の助成の予定はあるか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	原口 康之
★件名		「ゼロカーボンシティ」の推進と環境問題について

牧之原市のみならず地球規模の深刻な問題として、ごみの排出や温室効果ガス発生による気候変動の環境問題は待ったなしの解決が求められている。市においても令和3年1月に「2050年(令和32年)までに温室効果ガス排出を全体としてゼロを目指す」(カーボンニュートラル)旨の「ゼロカーボンシティ」を宣言している。令和3年10月に議会(文教厚生委員会)から提出した提言書でもゼロカーボンへの取り組みについて提言している中、家庭や事業所の蓄電池補助、公用車の更新時期に合わせたハイブリット車の導入などが令和4年度から事業化されたほか、オーガニックまきのはらの推進やZEB Ready承認を目指す多目的体育館、各公共施設のLED化なども進められている。

また、令和3年6月定例会の私の一般質問における「ゼロカーボンシティを目指す牧之原市のモビリティマネジメントの推進について」の質問に対して、市長からは「当市には鉄道がなく、公共交通の選択肢は限られることから、自家用車から公共交通、乗合を促進することは大変重要である。地域との連携、企業との話し合いを詰めていきたい」といった内容の答弁があったと記憶している。現在進められている学校再編計画において、新たな学校の候補地も公表されたことから、当時のモビリティマネジメントについての考え方から変更となった部分もあったのではないかと考える。カーボンニュートラルの観点から、公共交通機関の利用を含めた通勤と通学についての新たな考えもあると思う。

環境問題では、「さがらサンビーチ」「静波海水浴場」などの市が県に占用許可を申請している箇所における災害時の流木などのごみについては、当該期間内についてはボランティアを含む市の管理で進められていると思うが、当該期間外や他の箇所は県の管理となる。近年の気候変動により想定を超える豪雨や台風などで、牧之原市だけでなく県内の様々な河川から海に大量の流木やごみなどが流入し、各地で被害の報告もされている。

市内においても、昨年の突風被害による災害廃棄物及び台風による河川から流入した木材などの災害ごみが地頭方港内に大量に入り込み、処分に苦勞をした。落居区、地頭方区の地域においていまだに海をさまよっているものもある。ボランティア活動で収集できなく、大きさなどからその場で処分もできない物はそのまま放置され、削減されるどころか毎年増え続けているのが現状である。台風や突風、ゲリラ豪雨などによりこのところ毎年のように市内に被害がもたらされることから、牧之原市災害廃棄物処理計画に沿って処分できないかと考える。

以上のことから、以下について伺う。

1 モビリティマネジメント推進について

- (1) 令和3年6月定例会の一般質問における答弁からの進捗状況を伺う。
- (2) 義務教育学校の候補地周辺には、商業施設、図書交流館や子育て施設なども隣接し、各世代の市民が集中する地域となる。2つの義務教育学校の児童・生徒や関係職員（教員や講師など）の通学、通勤についての考えを伺う。

2 「ゼロカーボンシティ」について

- (1) 「ゼロカーボンシティ」を目指す上で、義務教育学校の通学、通勤などについて、どのようなことが考えられるか伺う。
- (2) 「ゼロカーボンシティ」宣言後の予算措置の状況について、令和3年度を100とした場合、どの程度増えているか。また今後について伺う。

3 環境問題について

- (1) ボランティア活動などで処分しきれず、現在打ち上げられたままとなっている流木について、「牧之原市災害廃棄物処理計画」における「2章 事前準備 3. 災害廃棄物処理 (18) 豪雨や津波などによる水害に関する特記事項」の災害廃棄物に当たるか、県管理の流木か、現状を伺う。
- (2) 同計画の「4章 災害復旧・復興期」にある「災害廃棄物等処理事業費補助金」について伺う。
- (3) 塩分を含む流木（材木）の処分方法と現在増え続けていることへの対策について伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4-1	谷口 恵世
★件名		牧之原市の地域公共交通について

地域公共交通は、人々が日常生活を営む上で必要な通勤、通学、通院、買物等の移動を支えている。しかしながら、現在、地域公共交通の確保・維持は困難な状況にある。とりわけ、地域における移動手段の一つである路線バスは、平成20年度から29年度までの10年間に、日本一周（約1万2,000km）よりも長い1万3,249kmが廃止されている。こうした背景には、人口減少や自家用自動車の普及に伴う輸送人員の減少、民間事業者の収益の悪化等がある。特に地方部では、三大都市圏への人口移動もあいまって人口減少が顕著であり、また、日常の移動手段として自家用自動車に大きく依存しており、一人当たりの自動車保有台数も増加していることから、都市部に比べて地域公共交通を維持していくことが困難であると言える。こうした中、地方部の市町村は、地域住民の移動を支えるため、苦心しながら地域公共交通の確保・維持に取り組んでいる。従前、各地の地域公共交通は、それぞれの地域の鉄道や路線バスの民間事業者任せられていたところ、利用者の減少等に伴い、市町村が運行経費の赤字を補填し、さらには、民間事業者が撤退し、路線等が廃止されると自らが主体となって廃止された路線等の代替手段を導入するようになるなど、地域公共交通の確保・維持において、市町村はより大きな役割を果たすことが求められている状況にある。

民間事業者が撤退する状況下では、市町村が費用などを負担することなく交通手段を確保・維持することには困難が生じることは明らかであり、財政状況等が厳しい中では、単純に従来の交通手段を確保・維持することにとどまらない試行錯誤の必要が高まっていると考えられる。公共交通が衰退すると、高齢者、特に車の運転が難しい人たちは外に出る機会が減っていき、それは健康や生活満足度を下げる要因になり、地域経済を考えても、消費機会が減るためマイナスとなり、公共交通が充実していない地域は衰退していく。牧之原市内には鉄道駅がなく、それは、人口減少が加速している一要因であることは否めない。

地域公共交通は、移動手段としてだけでなく、地域資源と組み合わせることでまちづくりの手段として捉えることが必要である。

第三次牧之原市総合計画との整合性を図りながら、牧之原市の地域公共交通の理念である「住み続けたい」「働き続けたい」「訪れたい」を支える地域公共交通の構築～「夢に乗るまち まきのほら」を追求し続けてほしいと思う。そこで、以下の点について伺う。

- 1 令和5年度に策定される牧之原市地域公共交通計画（現在案）について
 - (1) 交通空白地域ができないような交通サービスの役割分担の明確化と連携強化の視点はどのように考えているのか。
 - (2) 第3章牧之原市の公共交通の課題(5)地域公共交通のニーズ把握調査の結果は確実に計画に反映されるのか。
 - (3) 広域性の確保の視点は取り入れられているのか。

- 2 官民の役割の再構成について
 - (1) バス会社2社、タクシー会社2社の経営状況や今後の経営方針等の実状を把握しているのか、また今後、どのような連携を図っていくのか。
 - (2) 令和2年11月の地域公共交通活性化再生法により、バスやタクシーといったいわゆる公共交通サービスだけでなく、NPO等による自家用車を使用した有償旅客運送や、福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設などの民間事業者による送迎サービスといった、地域で自発的に取り組まれている移送サービスをも盛り込んで、総合的に持続可能な移動手段を確保していく、という考え方が明確に示されたが、今後このような移動手段を検討しているか。

- 3 国土交通省において「コンパクト・プラス・ネットワーク」のため、立地適正化計画と地域公共交通計画の計画づくりを支援することとされており、あわせて、両計画が互いに連携することで、都市に必要な機能及び居住の集約及び集約された地域における公共交通の充実という好循環を実現することが期待されているが、上記計画の整合性についてどのように考えているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5 - 1	濱崎 一輝
★件名		民生委員の支援体制について

民生委員は、民生委員法に規定された非常勤の特別職の地方公務員であり、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って地域福祉を最前線で支えている。

その役割は多岐に渡り、高齢者や住民の困り事の相談相手、身近に頼れる縁者がいない人への訪問、子どもの育ちの支援や児童虐待などの問題に対応する「児童委員」も兼務している。

立場は非常勤の地方公務員でも、交通費や通信費などの活動費のみが自治体から支給されるのみで報酬はなく、ボランティアとしての位置付けになり、任期は3年とされている。

民生委員は、地域になくてはならない大事な存在であるが、近年は改選の度に欠員が増え、昨年12月の全国一斉改選では定数約24万人に対して欠員が1万5,191人となり、欠員数は前回改選より32%増え戦後最多となった。

県内の委員数は約6,700人で充足率は96.5%と全国平均の93.7%を上回るが、定数を満たしている自治体は5市町のみとなっており、決して安心できる状況ではない。

民生委員の職務内容は法律で規定されているが、非常に抽象的で具体的な活動は委員個人の裁量に委ねられているのが現状である。そのため、民生委員の職務か否かの線引きが曖昧となっており、本来民生委員の職務に含まれないことまで引き受けしてしまうケースも散見され、委員の負担になっている。

このような状況を踏まえて、少しでも民生委員の負担軽減を図るために静岡県では、民生委員を補佐する「民生委員・児童委員協力員」制度を令和元年12月からスタートさせた。県内には昨年12月の時点で88人配置されており、今後この制度の普及が期待されている。

近年は、コロナ禍の影響もあり住民の課題は多様化、複雑化が進んでいる。見守り対象となる高齢者の増加や、中高年の引きこもり、子どもが家族の世話を担うヤングケアラー、悪質商法対策や防災対策などカバーする分野も多岐に渡っている。そのため幅広い分野の知識が求められ、知識習得の重要性が増してきている。

知識習得には、定期的な研修が有効であるが、その一方で、会議や研修などに参加する機会が多いと感じる委員も少なからず存在する。委員の負担軽減を図るためにも、研修方法や参加要件なども含めて、研修の在り方については、検討の余地を感じる。

また、複雑な相談案件も増えており、専門家や専門機関の支援を容易に受けられる仕組みや環境整備の必要性が増している。

民生委員は職務上、センシティブな情報の取り扱いが多くなるが、昨今の個人情報保護への意識の高まりから、民生委員には守秘義務が課されているにも関わらず、要援護者などの必要な情報が民生委員に提供されないといった状況が、多くみられるようになっている。

そこには、個人情報情報が不正に使用されるのではないかと懸念や、あまり家の中のことまで知られたくないといった様々な理由があるようだ。

しかし、一部の情報のみの開示では、充実した活動を行うこともできず、現場で活

動する上での支障が出てきており、そこは行政が主体となり守秘義務があることも含め、民生委員への情報提供について周知をし、住民の理解を得ていく必要性を感じる。

民生委員の活動の中でも、委員の生命の危険性を伴う災害関連の活動については、慎重な取り決めが必要になる。

2013年の災害対策基本法の改正では、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられ、民生委員がその名簿の提供先として「避難支援等関係者」に位置付けられた。

また、災害時には、高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難や安否確認、避難後の生活支援にも携わっている。

このように、一度災害が起きれば、民生委員への期待は高まると思うが、民生委員は災害の専門家ではない。そのため、災害時の明確な役割を示しておく必要性を感じる。

そこで、以下の点について伺う。

1 民生委員の担い手不足解消について

- (1) 民生委員は児童委員も兼務しており、幅広い活動をしていることから年間の活動日数も相当なものだと推測できるが、市の委員1人当たりの平均的な活動日数と相談件数はどれくらいなのか伺う。
- (2) 生活の多様化や相談内容の複雑化に伴い、職務の線引きが不明瞭になってきている。そのため、本来民生委員の職務に含まれないことまで引き受けてしまうケースも多々あるようだが、市では職務の線引きについてどのような指針等を基に対応をしているのか伺う。
- (3) 静岡県では民生委員を補佐する協力員制度を令和元年12月からスタートさせた。個々の活動を支援するペアサポーターと地区組織の運営を補助するエリアサポーターがあり、民生委員にとっては心強い制度であるが、市では現在協力員はいないと聞く。牧之原市でもこれまで協力員の募集は行っていると思うが、どのような取り組みをしてきたのか伺う。

2 民生委員の活動支援について

- (1) 民生委員の活動は多岐に渡るため、幅広い知見や専門的な知識が必要であるが、行政（国・県・市）ではどのようなフォローアップ体制や専門機関との連携を行っているのか伺う。
- (2) コロナ禍において、民生委員の活動は制限されていると思うが、地域住民とのつながりを維持するためにどのような活動をしているのか。また、市では民生委員に対してどのような支援を行っているのか伺う。
- (3) 個人情報保護の意識の高まりから、日常的な活動の中で民生委員に対して要援護者などの詳細な情報が、提供されにくくなってきているようだ。住民に対して、民生委員には守秘義務が課されていることを含め、民生委員に対して詳細な情報提供を促すよう、行政が働き掛けをしていく必要性を感じるが、市はどのような対応を行っているのか伺う。

3 民生委員の災害時の役割について

民生委員は、これまで国内で起きた災害時には、高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難や安否確認、避難後の生活支援にも携わっており、一度災害が起きれば、民生委員への期待は高まると思うが、民生委員は災害の専門家ではない。自らの身を危険にさらしてまでも、職務を行うのは大変危険であり、災害時における民生委員の役割を明確にしておく必要があると感じる。全国民生委員児童委員連合会では、「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を示しているが、市ではどのような取り決めとなっているのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6 - 1	絹村 智昭
★件名		津波災害による後期高齢者、避難困難者及びペットの避難について

細江から地頭方まで海岸線を有する当市は、静岡県第4次地震被害想定に基づき、津波避難計画を策定している。夜間を含め毎年3回の防災訓練が行われ、訓練内容は南海トラフを震源域とする大規模な地震が発生し、まもなく大津波が襲来し、沿岸部を中心に著しい被害を受けることを想定し行われている。各地区では緊急避難場所への移動が始まり、津波避難ビル、津波避難タワー、いのち山等の津波避難施設に速やかに避難し、緊急避難場所では避難した住民の点呼を各地域防災委員が行い、住民の安否を確認、各本部に報告するのが概ね一連の流れである。訓練参加者のほとんどは健常者であり、後期高齢者や寝たきりの方などの避難困難者は参加しておらず、いざ津波災害が発生した時を危惧する。また、市内の犬登録世帯数は2,075世帯あり、猫の飼育頭数はそれを上回っていると思われる。市では、動物愛護の推進を図ってはいるが、災害時におけるペットとの同行避難や避難施設への対応がなされていないと考える。このことから以下の点について伺う。

1 津波災害における後期高齢者や避難困難者の避難への対応はどのように考えているか。その対応のための訓練は行うのか。

2 ペットの同行避難と避難施設はどう対応するのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6 - 2	絹村 智昭
★件名		不登校について

2021年度、全国の小中学校で不登校の児童生徒が過去最多の24万4,940人になったと文科省の調査で出ている。静岡県も8,030人と過去最多を更新している。当市においても、不登校児童・生徒が、年々増加傾向にあると聞いている。その要因として新型コロナウイルス、家庭環境の問題等があげられているが、果たしてそれだけなの

か。兆候の発見の遅れや、きめ細かい対応不足、対策の不備があったのではないかと考える。教育現場で対応する教員の実情や教育委員会の不登校対策を含め、全ての児童・生徒が、楽しく学校に通える牧之原市にしていくために、以下の質問をする。

- 1 不登校における過去10年間の推移、地域別、学年別の偏り、近隣市町の不登校の状況との比較等についてどのような分析、どのような対策を行ってきたか。
- 2 今までの不登校解消対策による効果は、また、その対策の中で教員が担う役割は何か。
- 3 教員の労働環境(労働時間、授業や教材準備以外の業務内容)、問題解決のための能力向上についてどう考えているか。

(質問方式：一問一答)

3月9日(木)

★通告順位	7-1	加藤 彰
★件名		あらゆる人が排除されない「インクルーシブ」な社会づくり

令和4年の年間出生数が80万人を割り込む見通しとなった。少子化が一層加速している状況が明らかになった。その背景には、新型コロナウイルス感染症の影響や、収入増が見込めない将来不安など、幾つかの要因が絡み合う。

子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」の設置関連法が令和4年6月15日、成立。また、子どもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」も同時に成立した。こども家庭庁は令和5年4月に新設される。子育て支援や子どもの貧困対策、児童虐待防止、少子化対策といった幅広い分野を受け持つ。これまで厚生労働省や内閣府にまたがっていた子ども関連部局を統合し、政策を一元的に進めるとしている。

「こども家庭庁」の重要施策にヤングケアラーの対策強化を位置付けている。県は、小学5、6年生、全中学生、全高校生25万人超を対象に初めて実施したヤングケアラー実態調査の概要を令和4年6月公表している。「家族のケアをしている」と回答した児童生徒が全体の4.6% (22人に1人)。国の調査では小学6年生の6.5% (約15人に1人) となっている。

児童虐待に関しては、厚生労働省の調査によると、令和3年度における児童虐待相談対応件数は、前年度比1.3% (2,615件) 増の20万7,659件 (速報値) で、過去最多を更新している。同調査では体罰を容認する人が4割を占めている。こうした状況を踏まえ、親による体罰を禁じた「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立している (令和2年4月施行)。

貧困問題は、令和元年の金融広報中央委員会 (事務局:日本銀行情報サービス局内) の調査によると、預貯金などをほぼ保有していない金融資産非保有世帯の割合は単身

世帯で 38.0%、2人以上世帯でも 23.6%に上る。厚生労働省政府統計「2019年国民生活基礎調査の概況」によると日本の子どもの貧困率は 13.5%となっている。

子どもの人権を侵害する大きな問題の一つに、いじめがある。文部科学省の問題行動・不登校調査によると、小中校などが認知した「いじめ」は最多の 61万 5,351 件に上っている。

こども家庭庁の新たな業務として「子どもの居場所づくり」が加わる。「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」によれば、こども居場所づくりに関する指針（仮称）を、令和3年12月21日閣議決定し、これに基づき強力で推進するとしている。

平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、同法第107条において地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられている。第3次市総合計画基本構想では、実現のために取り組む五つの「まちづくりの基本的な考え方」の一つが「多様な人材や文化が共生する社会の実現」。前期基本計画「地域福祉の推進」に関する施策項目では「地域共生社会の実現」が目指す方向性の一つとして挙げられている。

因みに、文部科学省は、共生社会について「誰もが相互に人格や個性を尊重し支え合う社会」と掲げている。

共生社会の形成には、インクルーシブな社会づくりを進めていくことが重要である。つまり、障害の有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくことを目指す社会を構築していくことが求められるということだ。さらに言えば、「ダイバーシティ」は、「多様性」と訳される。一方、インクルーシブは多様性が受け入れられているだけでなく、さらにそれぞれの個性が尊重されながら共生していることを表している。

こうした国の対応や、子どもを取り巻く状況を踏まえて、容易に答えが見つからない難題に取り組んでいかなければならない。多様な背景を持った子どもが当たり前にいることを前提に、さらには確実に進行している少子高齢化の流れの中で、本市における今後の子どもに関する取組・政策の維持、強化すべき対策、何をどう改めるべきかについて、以下の点について伺う。

1 現状を踏まえた包括的支援にかかる市の姿勢と体制について

- (1) 子どもを取り巻く当市の現状をどのような方法でどの程度把握しているのか。そして、現状を踏まえたうえで、子どもたちを取り巻く様々な課題にどのように対応していこうとしているのか市の姿勢を伺う。
- (2) ヤングケアラーや児童虐待、子どもの貧困、小中校などが認知した「いじめ」などの複雑化した課題に対して、子どもや家庭に応じた支援、学校生活に課題を抱える児童生徒やその家庭に対する支援体制について伺う。

2 健やかで安全・安心に成長できる環境づくりについて

- (1) 内閣官房「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」を見ると、居場所づくりの重要性が指摘されている。どのような場が子どもにとって居場所となり

えるのか伺う。

- (2) こども基本法には、すべてのこどもは個人として尊重され、基本的人権が保障される▽教育を受ける機会が等しく与えられる▽自分に関わることに意見を表明する機会が確保される——といった基本理念にもとづき、子ども政策を進めなければならないと明記されている。子どもの権利に関する教員の理解度や、子どもの権利を伝えるための教育の実施状況について伺う。
- (3) 市は、地域福祉計画基本目標の一つに「権利擁護のための体制の強化等の環境を整える」としている。また、市教育大綱には「自立と共生の心を育み、生命を尊重する心を育む」を基本方針の一つとして挙げられている。平成28年に改正された児童福祉法で、子どもの権利が法的に明確に位置付けている。こども基本法は、全ての子ども政策にまたがり横串を刺す機能を持つ。大人一人ひとりが「子どもの権利」について知り、それを守る仕組みはどうあるべきかについて伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-1	名波 和昌
★件名		学校関係・防犯関係・道路関係の「安全・安心」について

「安全・安心」、この4文字の漢字には多くの意味が含まれている。

牧之原市においても市民の「安全・安心」のために様々な施策を立案し、実施されていることは承知しているところである。

「安全・安心」というキーワードについては、過去の一般質問でも何度も伺ったところであるが、現在は今までの常識では考えられない事案が、各地で発生している。直近では特殊詐欺から派生した企業・店舗や民家への強盗事件、高齢者等による自家用車の暴走事故、牧之原市でも昨年が発生したこども園における悲しい事故、県内外で明るみにでた「こども園」等における園児への不適切指導事件等が幾度となく報道されている。今やこのような事件はいつ何時身近に起こるとも限らない状況である。

また牧之原市は、学校再編計画にともない「新しい学校づくり」が検討されている。さらに総合計画では「日本一女性にやさしいまちづくり」をめざしている。「新しい学校づくり」や「日本一女性にやさしいまちづくり」のなかの「やさしい」という言葉の中には、子育て支援や助成金・補助金等のみならず、親御さんや子供たちへの「安全・安心」を担保することも含まれるものと自分は解釈している。「安全・安心」があってこそ日本一につながるものであり、ぜひとも実現していただきたいと期待しているところである。

そこで、「学校関係」・「防犯関係」・「市道関係」の3点について、「安全・安心」の観点から次の通り伺う。

1 幼保園から小・中学校の「安全・安心」について

- (1) 学校（幼保を含む）における安全対策全般の現状等
- (2) 通学路の安全対策および小学生・中学生のヘルメット着用等について

- (3) 幼保・小中学校における教師による体罰・ハラスメント等の不適切事案、教職員同士・生徒同士のいじめ問題について

2 防犯対策について

- (1) 市内の防犯灯・道路照明灯の設置状況と今後の設置計画等について
- (2) 行政施設・道路等への防犯カメラの設置について
- (3) 公用車、職員所有車へのドライブレコーダーの取付け状況等について

3 市道の整備状況について

- (1) 国・県の管轄する道路以外の市道の整備について
- (2) 市道の中でも特に路地等の狭路の整備について

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-1	石山 和生
★件名		牧之原市の人材育成について

牧之原市市議会議員として約1年4ヶ月活動してきて、牧之原市政において最も重要だと感じているのが、ヒトである。これまでも組織変革などに質問をしてきたが、さらに質問をさせていただく。今回は、令和3年4月に示された牧之原市人材育成基本方針における進捗の確認と今後について伺う。

人間の仕事における満足度は、ある特定の要因が満たされると満足度が上がり、不足すると満足度が下がるということではなく、「満足」に関わる要因（動機付け要因）と「不満足」に関わる要因（衛生要因）は別のものであると考えられる。基本方針の実施計画では、5つの項目が示されていることから、以下の点について伺う。

1 動機付け要因に関する実施計画について

- (1) 「複線型人事」、「職員提案制度」、「表彰制度」の進捗はいかがか。課題と成果、今後の取組予定を伺う。
- (2) 特に、「評価制度」が重要であると考えますが、進捗はいかがか。課題と成果、今後の取組予定を伺う。

2 衛生要因に関する実施計画について

- (1) 「職場環境改善」では、職員の方々の現在の不満は何と捉えているか。
- (2) 進捗はいかがか。課題と成果、今後の取組予定を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-2	石山 和生
★件名		一次産業、観光業、教育業界などへの地域おこし協力隊の

地域おこし協力隊とは、過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした総務省の制度である。

総務省では、地域おこし協力隊に取り組む地方自治体に対して、概ね以下に掲げる経費について特別交付税による財政措置を行っている。

- ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費
隊員1人あたり（480万円上限）
- ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費
最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり（100万円上限）
- ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費
1自治体あたり（200万円上限）
- ④ おためし地域おこし協力隊に要する経費
1自治体あたり（100万円上限）

各地方自治体の地域おこし協力隊の任用の形態等については、主に以下の2つと理解している。

- ① 地方自治体が会計年度任用職員として任用
- ② 地方自治体が任用せず、民間企業等と委託関係を締結し、委託先が任用
地域おこし協力隊を活用するメリットに関しては以下が考えられる。
 - ① 一定期間牧之原市に来てもらうことによって、移住促進につながる。
 - ② 担い手不足課題や、政策において重要な業界の一助となる。
 - ③ 地域おこし協力隊の方々の経済活動や納税による金銭メリットがある。

デメリットとしては、以下が考えられる。

- ① 市役所が民間企業等と協力隊の方々の調整を行う必要があること。
そこで以下の点について伺う。

- 1 地域おこし協力隊の今までの採用実績と任用の形態について伺う。
- 2 地域おこし協力隊において、魅力的で多様な選択肢を提供することが重要である
と考えるが、いかがか。その際には、市役所が民間企業等と地域おこし協力隊の方々の調整をしっかりと行うことが条件となるがいかがか。
- 3 特に、牧之原市の政策として重要な「農業や漁業などの一次産業」や「第3次牧之原市総合計画でも重要な位置付けである観光業」、「日本一女性にやさしいまちをうたう子育て政策としての教育業界」などにて積極的な活用が重要であると考え
るがいかがか。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	9-3	石山 和生
★件名		広報紙における広告について

議会の活動を通じて、多くの市町村に先進地視察へ行く際に広報誌を頂く。多くの市町で、広報誌に市内企業の広告を入れていることに気づいた。

広報誌は市民の皆様に全戸配布されるものであり、市内企業としても広告を入れることができれば宣伝効果もあると考えられ、市役所としても収入となりwin-winの関係が築けると考える。

そこで以下の点について伺う。

- 1 現在、広報誌に広告はないがなぜか。
- 2 広報誌に広告を入れることは考えられるか。

(質問方式：一問一答)